

## 社協会費にご協力をお願いします

### 「社会福祉協議会(社協)」とは?

地域で起こるさまざまな福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、皆さまと一緒に考え、話し合い、保健・医療・司法・福祉等の関係者、行政機関と連携して解決を図ることを目的とした、民間の福祉団体です。  
また、社会福祉法に定められた団体で、公益性の高い活動を行っています。

### 社協を支えている財源

民間財源：皆さまから寄せられた会費・寄付金・共同募金配分金、在宅介護サービス収入  
公的財源：豊田市、県社協等からの委託料・補助金

### 皆さまから寄せられた会費の主な使い道

- \*自治区や地区コミュニティ会議など地域福祉活動への助成
- \*「とよた市民福祉大学」の開講・運営
- \*地域ふれあいサロンの支援
- \*結婚相談・法律相談などの各種相談事業
- \*住民のボランティア活動を推進するボランティアセンター事業
- \*小・中・高校等の福祉教育の応援
- \*車椅子・福祉車両の貸出 など

### 会員区分や金額について

社協の活動にご賛同いただける場合には、ぜひ会員としてご協力をお願いいたします。

- \*普通会員：300円以上1,000円未満
- \*賛助会員：1,000円以上

(300円未満は協力費として受領させていただきます。)

ご協力は強制ではありませんが、本会の地域福祉活動にご理解を賜り、ご協力をお願いいたします。

ご協力いただいた会費は、所得税法第78条の寄附金控除の対象となり、「個人領収書」により、税制上の優遇措置が受けられます(詳細は税務署等にご確認ください)。

個人領収書をご希望の方は、事前に下記問い合わせ先までご連絡ください。

普通会員・賛助会員世帯が火災等により被災された場合には、会員見舞金を加算いたします。

【お問い合わせ：総務課 34 - 1131】



福祉教育「車イス体験」の様子

思いやり いつでも どこでも 誰にでも







